



熊本県公報

第12057号
平成23年10月28日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

| | | |
|---|-----------------|----|
| 規 則 | | |
| ○熊本県漁業調整規則の一部を改正する規則 | (水産振興課) | 1 |
| 告 示 | | |
| ○指定居宅サービス事業者の指定 | (高齢者支援課) | 2 |
| ○指定介護予防サービス事業者の指定 | (〃) | 2 |
| ○指定居宅サービス事業者の指定 | (〃) | 3 |
| ○指定介護予防サービス事業者の指定 | (〃) | 3 |
| ○指定居宅サービス事業者の指定 | (〃) | 3 |
| ○指定介護予防サービス事業者の指定 | (〃) | 3 |
| ○道路の区域変更 | (道路保全課) | 3 |
| ○道路の供用開始 | (〃) | 4 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定 | (社会福祉課) | 4 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定 | (〃) | 5 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の変更 | (〃) | 6 |
| ○道路の供用開始 | (道路保全課) | 7 |
| ○平成23年度定期種畜検査結果の報告 | (畜産課) | 8 |
| ○鳥獣保護区の更新 | (自然保護課) | 9 |
| ○鳥獣保護区の更新 | (〃) | 9 |
| ○鳥獣保護区の更新 | (〃) | 10 |
| ○休猟区の指定 | (〃) | 10 |
| ○特定猟具(銃器)使用禁止区域の指定 | (〃) | 11 |
| ○熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定 | (くらしの安全推進課) | 11 |
| 公 告 | | |
| ○廃道敷の一般競争入札 | (道路保全課) | 12 |
| ○都市計画法による開発行為工事完了公告 | (建築課) | 12 |
| ○第40回採石業務管理者試験合格者 | (産業支援課) | 13 |
| ○都市計画法による開発行為工事完了公告 | (建築課) | 13 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの意見 | (商工振興金融課) | 13 |
| ○肥料登録有効期間更新 | (農業技術課) | 13 |
| 登 載 依 頼 | | |
| ○平成23年度熊本県明るい選挙推進協議会第2回会議の開催 | (熊本県明るい選挙推進協議会) | 13 |
| 正 誤 | | |
| ○平成23年7月15日熊本県公告第382号(土地改良区役員の選任及び就任)中 | (農村計画課) | 14 |

規 則

熊本県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第34号

熊本県漁業調整規則の一部を改正する規則
熊本県漁業調整規則(昭和40年熊本県規則第18号の2)の一部を次のように改正する。
第7条第2号キ中「しいらづけ(」の次に「総トン数5トン以上40トン未満の船舶によりまき網を使用するもの及びアに掲げる漁業の方法を除く。」を加える。

第 2 1 条第 2 項中「の許可」を「の認可」に改める。
 第 2 5 条第 1 項中「水産資源」を「、水産資源」に改め、「保護培養」の次に「又は漁業取締り」を加える。
 第 4 4 条第 2 項の表中「敷網漁業」を「敷き網漁業」に改める。
 第 5 8 条第 1 項中「流網漁業」を「流し網漁業」に改める。
 第 6 1 条中「第 1 3 条第 1 項」の次に「若しくは第 2 項」を加える。
 別記第 1 号（1）様式、別記第 1 号（2）様式及び別記第 2 号様式中「殿」を「様」に改める。
 別記第 3 号様式中「殿」を「様」に、「および代表者氏名」を「及び代表者の氏名」に改める。
 別記第 5 号様式中「昭和」を削る。
 別記第 1 2 号様式中「許可番号」を削り、「法人にあつては、名称及び代表者の氏名」を「又は名称」に改める。
 別記第 1 3 号様式中「殿」を「様」に、「又は名称」を「法人にあつては、名称及び代表者の氏名」に改め、「年 月 日生」を削り、同様式に（注）として次のように加える。

（注） 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 6 1 条の改正規定は、公布の日の属する月の翌々月の初日（公布の日が月の初日であるときは、翌月の初日）から施行する。（経過措置）
- この規則による改正前の熊本県漁業調整規則（以下「旧規則」という。）の規定により知事がした処分その他の行為は、この規則による改正後の熊本県漁業調整規則（以下「新規則」という。）の相当規定によってしたものとみなす。
- 前項の規定により新規則の相当規定によってしたものとみなされる処分その他の行為の有効期間は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）における旧規則の規定により知事がした処分その他の行為の有効期間の残存期間と同一の期間とする。
- 施行日前にされた旧規則第 7 条の規定による許可の申請であつて、この規則の施行の際許可をしようとするかどうかの処分がされていないものについての知事が行う許可については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現に旧規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、新規則の相当規定により提出された申請書その他の書類とみなす。
- 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示

熊本県告示第 1 0 5 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 0 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（福祉用具貸与）

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
|---------------------------------------|----------|--------------------|
| 株式会社トーカイ熊本営業所 熊本市飛田四丁目 9 番 1 1 2 号 | 株式会社トーカイ | 平成 2 3 年 1 1 月 1 日 |

（特定福祉用具販売）

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
|---------------------------------------|----------|--------------------|
| 株式会社トーカイ熊本営業所 熊本市飛田四丁目 9 番 1 1 2 号 | 株式会社トーカイ | 平成 2 3 年 1 1 月 1 日 |

熊本県告示第 1 0 5 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 0 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防福祉用具貸与）

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
|---------------------------------------|----------|--------------------|
| 株式会社トーカイ熊本営業所 熊本市飛田四丁目 9 番 1 1 2 号 | 株式会社トーカイ | 平成 2 3 年 1 1 月 1 日 |

(特定介護予防福祉用具販売)

| | | |
|---------------------------------|----------|------------|
| 事業所の名称及び所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
| 株式会社トーカイ熊本営業所 熊本市飛田四丁目9番112号 | 株式会社トーカイ | 平成23年11月1日 |

熊本県告示第1057号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成23年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

| | | |
|--------------------------------|--------------|-------------|
| 事業所の名称及び所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
| デイサービスひかり野 熊本市八景水谷一丁目31番16号 | 株式会社オフィスひかり野 | 平成23年10月19日 |

熊本県告示1058号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成23年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

| | | |
|--------------------------------|--------------|-------------|
| 事業所の名称及び所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
| デイサービスひかり野 熊本市八景水谷一丁目31番16号 | 株式会社オフィスひかり野 | 平成23年10月19日 |

熊本県告示第1059号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成23年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

| | | |
|---------------------------------|-----------|------------|
| 事業所の名称及び所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
| ひかりの庭訪問介護事業所 玉名郡南関町大字久重545番地 | 株式会社ひかりの庭 | 平成23年11月1日 |

熊本県告示第1060号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成23年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

| | | |
|---------------------------------|-----------|------------|
| 事業所の名称及び所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
| ひかりの庭訪問介護事業所 玉名郡南関町大字久重545番地 | 株式会社ひかりの庭 | 平成23年11月1日 |

熊本県告示第1061号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年10月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前 | 幅員 | 延長 | 備考 |
|-------|-----|-----------|---|----|----|----|
|-------|-----|-----------|---|----|----|----|

| | | | | | | |
|------|------------|--|---|-------------------|--------|--------------------------|
| 一般県道 | 上椎葉湯 前線 | 球磨郡水上村大字江代字射場 本 2 7 4 2 番 1 地先から 同所 2 7 5 6 番 1 地先まで | 後 | (メートル) | (メートル) | 単道改 (改築 に伴う 拡幅) |
| | | | 前 | 9.5 ～ 18.2 | 80.0 | |
| | | | 後 | 11.8 ～ 28.0 | 80.0 | |

2 区域を変更する期日 平成 23 年 10 月 28 日

熊本県告示第 1 0 6 2 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 23 年 10 月 28 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 23 年 10 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供用を開始する区間 | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|-------|-------------|--|---------------|---------------------------------|
| 一般県道 | 上漆田東間 下線 | 人吉市赤池原町字人我胸 5 1 9 番 1 地先から 同市蟹作町字西並木 1 2 2 番 2 地先まで | 290.0 | 活力基 盤改築 (改築 に伴う 拡幅) |

2 供用を開始する期日 平成 23 年 10 月 28 日

熊本県告示第 1 0 6 3 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 55 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 55 条の 2 の規定により告示する。

平成 23 年 10 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(居宅療養管理指導)

| 事業所の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|---------------------------------|------------------|
| 生活の杜薬局 菊池郡菊陽町大字辛川 4 9 6 番地 8 | 平成 23 年 9 月 26 日 |

(通所リハビリテーション)

| 事業所の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|-----------------------------------|-----------------|
| 介護老人保健施設 松幸 宇城市松橋町西下郷 5 4 4 番地 | 平成 23 年 9 月 1 日 |

(短期入所療養介護)

| 事業所の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|-----------------------------------|-----------------|
| 介護老人保健施設 松幸 宇城市松橋町西下郷 5 4 4 番地 | 平成 23 年 9 月 1 日 |

(介護予防居宅療養管理指導)

| 事業所の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|---------------------------------|------------------|
| 生活の杜薬局 菊池郡菊陽町大字辛川 4 9 6 番地 8 | 平成 23 年 9 月 26 日 |

(介護予防通所リハビリテーション)

| 事業所の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|-------------|-------|
| | |

| | |
|-----------------------------------|------------------|
| 介護老人保健施設 松幸 宇城市松橋町西下郷 5 4 4 番地 | 平成 2 3 年 9 月 1 日 |
|-----------------------------------|------------------|

(介護予防短期入所療養介護)

| 事業所の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|-----------------------------------|------------------|
| 介護老人保健施設 松幸 宇城市松橋町西下郷 5 4 4 番地 | 平成 2 3 年 9 月 1 日 |

(介護保健施設サービス)

| 事業所の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|-----------------------------------|------------------|
| 介護老人保健施設 松幸 宇城市松橋町西下郷 5 4 4 番地 | 平成 2 3 年 9 月 1 日 |

熊本県告示第 1 0 6 4 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 4 条の 2 第 1 項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 3 年 1 0 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|---------------------------------|--------------------------------|-----------------------|
| ほほえみ介護支援センター 水俣市幸町 2 番地の 1 5 | 有限会社水俣タクシー 水俣市大迫 1 2 1 3 番地 | 平成 2 3 年 1 0 月 1 日 |

(通所介護)

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|--|--------------------------------|-----------------------|
| 森の里介護センター 玉名郡和水町大田黒 6 9 9 番地 | 医療法人社団直心会 山鹿市山鹿 9 0 0 番地 | 平成 2 3 年 9 月 1 日 |
| デイサービスなのはな 菊池市西迫間 3 0 0 番地 | 株式会社青空 菊池市西迫間 3 0 0 番地 | 平成 2 3 年 9 月 2 日 |
| デイサービス優里 菊池市七城町砂田 2 4 9 番地 | 優癒合同会社 菊池市七城町砂田 2 4 9 番地 | 平成 2 3 年 1 0 月 5 日 |
| デイサービスセンターおんじゃく 下益城郡美里町中小路 8 9 7 番地 | 医療法人愛生会 下益城郡美里町中小路 8 3 5 番地 | 平成 2 3 年 9 月 9 日 |

(福祉用具貸与)

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|-------------------------------|---|-----------------------|
| ベストケア山鹿 山鹿市古閑 1 2 8 2 番地 1 | 株式会社エヴァ・ライフ 福岡県北九州市小倉南区蒲生四 丁目 5 番 6 号 | 平成 2 3 年 7 月 2 1 日 |

(介護予防訪問介護)

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|---------------------------------|--------------------------------|-----------------------|
| ほほえみ介護支援センター 水俣市幸町 2 番地の 1 5 | 有限会社水俣タクシー 水俣市大迫 1 2 1 3 番地 | 平成 2 3 年 1 0 月 1 日 |

(介護予防通所介護)

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|---------------------------------|-----------------------------|---------------------|
| 森の里介護センター 玉名郡和水町大田黒 6 9 9 番地 | 医療法人社団直心会 山鹿市山鹿 9 0 0 番地 | 平成 2 3 年 9 月 1 日 |
| デイサービスなのはな | 株式会社青空 | 平成 2 3 年 9 月 2 |

| | | |
|------------------------------------|----------------------------|------------|
| 菊池市西迫間300番地 | 菊池市西迫間300番地 | 日 |
| デイサービス優里 菊池市七城町砂田249番地 | 優癒合同会社 菊池市七城町砂田249番地 | 平成23年10月5日 |
| デイサービスセンターおんじゃく 下益城郡美里町中小路897番地 | 医療法人愛生会 下益城郡美里町中小路835番地 | 平成23年9月9日 |

(介護予防福祉用具貸与)

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|-------------------------|-------------------------------------|------------|
| ベストケア山鹿 山鹿市古閑1282番地1 | 株式会社エヴァ・ライフ 福岡県北九州市小倉南区蒲生四丁目5番6号 | 平成23年7月21日 |

(特定福祉用具販売)

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|-------------------------|-------------------------------------|------------|
| ベストケア山鹿 山鹿市古閑1282番地1 | 株式会社エヴァ・ライフ 福岡県北九州市小倉南区蒲生四丁目5番6号 | 平成23年7月21日 |

(特定介護予防福祉用具販売)

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|-------------------------|-------------------------------------|------------|
| ベストケア山鹿 山鹿市古閑1282番地1 | 株式会社エヴァ・ライフ 福岡県北九州市小倉南区蒲生四丁目5番6号 | 平成23年7月21日 |

(居宅介護支援事業者)

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|---------------------------------|-----------------------------|------------|
| 居宅介護支援センターあそ 上益城郡御船町大字滝川46番地 | 社会福祉法人伸生紀 下益城郡美里町佐俣338番地 | 平成23年9月26日 |

熊本県告示第1065号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成23年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問看護)

| 介護機関名称 | 介護機関所在地 | 変更事項 | | 変更年月日 |
|--------------|--------------------------------|---------------|--------------------------------|-----------|
| | | 旧 | 新 | |
| 訪問看護ステーション月出 | 菊池郡菊陽町光の森六丁目6番3号 アークアベニュー光の森1階 | 介護機関所在地 | | 平成23年2月1日 |
| | | 熊本市月出二丁目4番23号 | 菊池郡菊陽町光の森六丁目6番3号 アークアベニュー光の森1階 | |

(認知症対応型共同生活介護)

| 介護機関名称 | 介護機関所在地 | 変更事項 | 変更年月日 |
|--------|---------|------|-------|
|--------|---------|------|-------|

| | | | | |
|-------------|-------------|---|---|---------------|
| 網田ケアセンターそよ風 | 宇土市戸口町906番地 | 旧 | 新 | 平成23年 9月1日 |
| | | 事業者の名称及び所在地 株式会社メデカジャパン 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目9番6号 大宮センタービル 13階 | 株式会社ユニマットそよ風 東京都港区南青山二丁目12番14号 ユニマット青山ビル | |

(介護予防訪問看護)

| 介護機関名称 | 介護機関所在地 | 変更事項 | | 変更年月日 |
|--------------|--------------------------------|---------------|--------------------------------|---------------|
| | | 旧 | 新 | |
| 訪問看護ステーション月出 | 菊池郡菊陽町光の森六丁目6番3号 アークアベニュー光の森1階 | 介護機関所在地 | | 平成23年 2月1日 |
| | | 熊本市月出二丁目4番23号 | 菊池郡菊陽町光の森六丁目6番3号 アークアベニュー光の森1階 | |

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

| 介護機関名称 | 介護機関所在地 | 変更事項 | | 変更年月日 |
|-------------|-------------|---|---|---------------|
| | | 旧 | 新 | |
| 網田ケアセンターそよ風 | 宇土市戸口町906番地 | 事業者の名称及び所在地 株式会社メデカジャパン 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目9番6号 大宮センタービル 13階 | 株式会社ユニマットそよ風 東京都港区南青山二丁目12番14号 ユニマット青山ビル | 平成23年 9月1日 |

熊本県告示第1066号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年10月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年10月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用を開始する区間 | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-------|---------------------------------------|--------------|---------------|
| 一般県道 | 戸島熊本線 | 熊本市水前寺六丁目 14番地先から 同所 34番地先まで | 83.4 | 一括交安（道路・歩道整備） |

2 供用を開始する期日 平成23年10月28日

熊本県告示第1067号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項に規定する平成23年度の定期種畜検査の結果、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同法第8条第2項の規定により公示する。

平成23年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため。
- 2 検査対象
家畜改良増殖法第4条に規定する牛の雄、馬の雄及び家畜人工授精の用に供する豚の雄
- 3 検査実績

| 検査日 | | 種畜証明書番号 | 頭数 | 畜種 | 検査成績 | 飼養者 | 検査場所 | | |
|--------------------|----|----------------------|--------------------|------|------------------|-----------------------------|-----------------|---------------------------------|-----|
| 月 | 日 | | | | | | | 曜 | |
| 5 | 9 | 平23熊本県1 第1～47号 | 4 | 2 | 肉用牛 | 特級(2頭) 1級(36頭) 2級(4頭) | 熊本県農業研 究センター | 合志市 | |
| | | | 5 | | 豚 | 2級 | | | |
| | 10 | 火 | 平23熊本県1 第48号 | 1 | 肉用牛 | 2級 | 中村幸弘 | 菊池市 | |
| | | | 平23熊本県1 第49～50号 | 2 | 肉用牛 | 2級 | 瀧内権二 | 菊池市 | |
| | | | 平23熊本県1 第51～53号 | 3 | 馬 | 2級 | 村山光弘 | 菊池郡大津町 | |
| 平23熊本県1 第54号 | | | 1 | 肉用牛 | 2級 | 帆保新次 | 菊池郡大津町 | | |
| 11 | 水 | 平23熊本県1 第56～57号 | 2 | 馬 | 1級(1頭) 2級(1頭) | 本田土寿 | 熊本市 | | |
| | | 平23熊本県1 第58～59号 | 2 | 馬 | 2級 | 志水勝国 | 熊本市 | | |
| | | 平23熊本県1 第60号 | 1 | 肉用牛 | 2級 | 中原誠喜 | 熊本市 | | |
| | | 平23熊本県1 第61～75号 | 1 | 4 | 馬 | 2級(131頭) 級外(1頭) | 古閑清和 | 菊池郡菊陽町 | |
| | | | 1 | | 肉用牛 | 2級 | | | |
| 平23熊本県1 第76～77号 | 2 | 馬 | 2級 | 本田哲也 | 熊本市 | | | | |
| 12 | 木 | 平23熊本県1 第78～328号 | 2 | 5 | 1 | 豚 | 2級 | 全農畜産サー ビス株式会社 西日本原種豚 場 | 菊池市 |
| 13 | 金 | 平23熊本県1 第329号 | 1 | 馬 | 級外 | 佐藤瀬市 | 阿蘇郡南小国町 | | |
| | | 平23熊本県1 第330号 | 1 | 馬 | 級外 | 夢大地グリー ンバレー | 阿蘇市 | | |
| | | 平23熊本県1 第331～332号 | 2 | 肉用牛 | 1級(1頭) 2級(1頭) | 農事組合法人 狩尾牧場 | 阿蘇市 | | |
| 16 | 月 | 平23熊本県2 第1号 | 1 | 肉用牛 | 2級 | 種村孝典 | 球磨郡あさぎり 町 | | |
| | | 平23熊本県2 第2号 | 1 | 肉用牛 | 1級 | 有限会社マル ナカファーム | 球磨郡錦町 | | |
| 17 | 火 | 平23熊本県2 | 4 | 馬 | 2級 | 熊本県畜産農 | 阿蘇市 | | |

| | | | | | | | |
|----|---|---------------------------|-----|-----|-----------------------------|--------------------------|--------|
| | | 第3～6号 | | | | 業協同組合阿蘇支所 | |
| | | 平23熊本県2第7～10号 | 4 | 肉用牛 | 2級 | 江藤要一 | 阿蘇市 |
| | | 平23熊本県2第11号 | 1 | 馬 | 級外 | 株式会社アイランドリゾート 阿蘇エルパティオ牧場 | 阿蘇市 |
| | | 平23熊本県2第12号 | 1 | 肉用牛 | 1級 | 赤水牧野組合 | 阿蘇市 |
| 18 | 水 | 平23熊本県2第13～47号 | 1 2 | 乳用牛 | 特級(1頭) 2級(11頭) | 社団法人家畜改良事業団熊本種雄牛センター | 阿蘇郡西原村 |
| | | | 2 3 | 肉用牛 | 特級(6頭) 1級(6頭) 2級(11頭) | | |
| | | 平23熊本県2第48～51号 第53～54号 | 6 | 馬 | 2級(5頭) 級外(1頭) | 有限会社宮村牧場 | 阿蘇郡西原村 |
| | | 平23熊本県2第52号 | 1 | 馬 | 2級 | 堤 恭一 | 阿蘇郡西原村 |

熊本県告示第1068号

昭和43年10月29日熊本県告示第845号(鳥獣保護区の設定)の一部を次のように改正し、平成23年11月1日から適用する。
平成23年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第8条ノ2の規定により、次のおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和25年農林省令第108号)第18条の規定に基づき告示する。」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項の規定により、次のおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定により告示する。」に改める。

川辺小学校鳥獣保護区の2、3及び4を次のように改める。
2 区域 山鹿市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部環境局自然保護課及び各地域振興局農林(水産)部に備え置いて縦覧に供する。)

3 面積 41ヘクタール

4 存続期間 平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

熊本県告示第1069号

昭和46年10月27日熊本県告示第920号の2(鳥獣保護区の設定)の一部を次のように改正し、平成23年11月1日から適用する。
平成23年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第8条ノ2の規定により、次のおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和25年農林省令第108号)第18条の規定に基づき告示する。」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項の規定により、次のおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定により告示する。」に改める。

小岱山鳥獣保護区の2及び4を次のように改める。
2 区域 荒尾市、玉名市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部環境局自然保護課及び各地域振興局農林(水産)部に備え置いて縦覧に供する。)

4 存続期間 平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

下笠松原ダム鳥獣保護区の2及び4を次のように改める。
2 区域 阿蘇郡小国町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部環境局自然保護課及び各地域振興局農林(水産)部に備え置いて縦覧に供する。)

4 存続期間 平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

葉木鳥獣保護区の2及び4を次のように改める。

- 2 区域 八代市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部環境局自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 存続期間 平成23年11月1日から平成33年10月31日まで
- 大島鳥獣保護区の2及び4を次のように改める。
- 2 区域 天草市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部環境局自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 存続期間 平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

熊本県告示第1070号

平成13年10月26日熊本県告示第811号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、平成23年11月1日から適用する。
平成23年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8の規定により、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第20条の規定に基づき告示する。」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定により告示する。」に改める。

- 目 丸鳥獣保護区の2、3及び4を次のように改める。
- 2 区域 上益城郡山都町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部環境局自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1, 940ヘクタール
- 4 存続期間 平成23年11月1日から平成33年10月31日まで
- 野鳥の森鳥獣保護区の2及び4を次のように改める。
- 2 区域 上益城郡御船町、益城郡船町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部環境局自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 存続期間 平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

熊本県告示第1071号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により次のとおり休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区を特定鳥獣（イノシシ又はイノシシ・ニホンジカ）の捕獲等を行うことができる区域に指定したので、同法第34条第3項の規定及び同法第14条第4項の規定により告示する。
平成23年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 三加和休猟区
 - 区域 玉名郡和水町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部環境局自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）
 - 面積 1, 120ヘクタール
 - 存続期間 平成23年11月1日から平成26年10月31日まで
 - 特定鳥獣 イノシシ
- 2 帽子岳休猟区
 - 区域 天草市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部環境局自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）
 - 面積 2, 410ヘクタール
 - 存続期間 平成23年11月1日から平成26年10月31日まで
 - 特定鳥獣 イノシシ
- 3 仁田尾休猟区
 - 区域 八代市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部環境局自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）
 - 面積 1, 157ヘクタール
 - 存続期間 平成23年11月1日から平成26年10月31日まで
 - 特定鳥獣 イノシシ、ニホンジカ
- 4 南休猟区
 - 区域 八代市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において

- 区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部環境局自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）
- 面積 1, 400ヘクタール
 存続期間 平成23年11月1日から平成26年10月31日まで
 5 八原休猟区
 区域 球磨郡五木村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部環境局自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）
 面積 2, 150ヘクタール
 存続期間 平成23年11月1日から平成26年10月31日まで
 特定鳥獣 イノシシ、ニホンジカ

熊本県告示第1072号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定したので、同条第12項の規定により告示する。

なお、昭和46年10月27日熊本県告示第920号の4（銃猟禁止区域設置）及び平成3年10月4日熊本県告示第730号（銃猟禁止区域設置）は廃止する。
平成23年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 通潤公園特定猟具（銃器）使用禁止区域
 区域 上益城郡山都町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部環境局自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）
 面積 262ヘクタール
 存続期間 平成23年11月1日から平成33年10月31日まで
- 2 白間山特定猟具（銃器）使用禁止区域
 区域 玉名郡南関町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部環境局自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）
 面積 135ヘクタール
 存続期間 平成23年11月1日から平成33年10月31日まで
- 3 牛深特定猟具（銃器）使用禁止区域
 区域 天草市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部環境局自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）
 面積 175ヘクタール
 存続期間 平成23年11月1日から平成33年10月31日まで
- 4 舟島特定猟具（銃器）使用禁止区域
 区域 熊本市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県環境生活部環境局自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部に備え置いて縦覧に供する。）
 面積 198ヘクタール
 存続期間 平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

熊本県告示第1073号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成23年10月20日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成23年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 種 別 | 題 名 | 指 定 理 由 |
|------------|--|----------------------------------|
| 有害指定 映画 | 見られて燃えた姉夫婦（新東宝） 熟女訪問販売 和服みだら濡れ（オーピー） 癒しの遊女 濡れ舌の蜜（オーピー） 監禁玩具 わいせつ狩り（オーピー） 後妻の情交 うずき泣く尻（オーピー） 真昼の切り裂き魔（新東宝） | 著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。 |

公 告

熊本県公告第546号

県有財産を次のとおり売却する。
平成23年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示
所在 上益城郡御船町大字御船字上圀1075番2
地目 雑種地
地積 30.11平方メートル
最低売却価格 298,089円
- 2 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ない者
(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後3年を経過していないもの
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部道路都市局道路保全課
- 4 入札期日及び場所
平成23年12月8日(木)午前10時
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県行政棟本館11階 1101会議室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書を提出しなければならない。
(1) 提出方法 持参又は郵送による。
(2) 提出期限 平成23年11月11日(金)午後5時
(郵送の場合は提出期限までに必着)
(3) 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県土木部道路都市局道路保全課
- 7 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 8 契約締結期限
平成23年12月22日(木)午後5時
- 9 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 10 その他
(1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内
(2) 契約締結場所 別途指定する。
(3) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
(4) 問合せ先
熊本県土木部道路都市局道路保全課(電話096-333-2495)

熊本県公告第547号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成23年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字木実坂2273番2及び同2275番4
3,441.24平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
合志市須屋2251番地1

社会福祉法人 合志市社会福祉協議会

熊本県公告第548号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定により実施した第40回採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。

平成23年10月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

受験番号

4、7、9、11、12、20、27、28、32、34、36、37

熊本県公告第549号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年10月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市増永字小藤390番1、同390番2の一部、同397番4の一部、同402番1、同402番2、同402番3の一部、同字南磯屋敷984番の一部、同990番、同992番、同993番1の一部及び水路の一部
2,663.27平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
荒尾市荒尾2014番地1
有限会社エトワール不動産

熊本県公告第550号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により平成23年5月6日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成23年10月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ坪井店
熊本市内坪井町109番1ほか
- 2 熊本市の意見の概要
冷凍冷蔵用の圧縮機等について、設置後は熊本県生活環境の保全等に関する条例第43条に基づき騒音規制基準を遵守すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課
平成23年10月28日から平成23年11月28日まで

熊本県公告第551号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成23年10月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量（%） | その他の規格 | 生産業者の氏名又は名称及び住所 | 有効期限 |
|------------|-------|--------|-----------------------|--------|--------------------------|-------------|
| 熊本県肥第1329号 | 魚かす粉末 | 魚粕粉末2号 | 窒素全量：8.5 りん酸全量：7.0 | 該当なし | 野口寛 熊本県天草市久玉町1463番地13 | 平成29年10月24日 |

登載依頼

熊本県明るい選挙推進協議会公告第2号

熊本県明るい選挙推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴の手続は、次のとおり。
平成23年10月28日

熊本県明るい選挙推進協議会
会長 吉 田 道 雄

- 1 開催日時
平成23年11月24日（木）午後1時から午後2時まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館 13階 展望会議室
- 3 議題
 - (1) 平成23年度上半期の事業実施状況報告について
 - (2) 明るい選挙啓発作品コンクールの審査について
- 4 傍聴の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県選挙管理委員会（熊本県総務部市町村局市町村行政課選挙班）
（電話096-333-2104（ダイヤルイン））

正 誤

平成23年7月15日熊本県公告第382号（土地改良区役員の退任及び就任）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

| ページ | 行 | 正 | 誤 |
|-----|----|----------------|----------------|
| 5 | 26 | 熊本市城南町陳内1210番地 | 熊本市城南町陣内1210番地 |
| | 47 | 熊本市城南町陳内1210番地 | 熊本市城南町陣内1210番地 |
| | 50 | 熊本市城南町陳内1222番地 | 熊本市城南町陣内1222番地 |